

女性支援の

あゆみ

令和6年度版

(令和5年度実績)

新潟県女性相談支援センター

# 目 次

## 1 女性支援事業の概要

(1) 沿革	1
ア 女性相談支援センター	1
イ 女性相談支援員	1
(2) 女性支援行政機構の現状	2
ア 女性相談支援センター	2
イ 女性自立支援施設	2
ウ 職員構成	3
エ 女性相談支援員	4
(3) 業務の内容	5
ア 相談	5
イ 一時保護	5
ウ 女性自立支援施設への入所	5
エ 啓発活動	5
オ 配偶者暴力相談支援センターとしての機能	5

## 2 女性相談支援センター及び女性相談支援員の業務状況

(1) 相談の年度別推移	6
ア 相談受理件数の年度別推移	6
イ 主訴別相談受理件数の年度別推移	6
ウ 経路別相談受理件数の年度別推移	7
エ 相談処理件数の年度別推移	8
(2) 女性相談支援員の業務状況	9
ア 年齢別相談受理件数	9
イ 経路別相談受理件数	10
ウ 主訴別（来所・電話別）相談受理件数	11
エ 相談処理件数	11
(3) 女性相談支援センターの業務状況	12
ア 年齢別相談受理件数	12

イ	年齢別経路別相談受理件数	12
ウ	年齢別主訴別相談受理件数	13
エ	主訴別相談処理件数	14
オ	来所相談の状況	15
カ	相談者に対する保護命令申立て・発令の状況	15

### 3 一時保護及び女性自立支援施設(あかしや寮)の状況

(1)	一時保護所入所及び一時保護委託の年度別推移	16
ア	一時保護の実人員・延日数の状況	16
イ	「夫等の暴力(DV)」による一時保護の実人員・延日数の状況	16
(2)	一時保護の状況	17
ア	月別保護状況	17
イ	主訴別状況	17
ウ	保護期間別状況	18
エ	退所理由別状況	18
(3)	女性自立支援施設(あかしや寮)入所の年度別推移	19
ア	入所実人員の状況	19
イ	入所延日数の状況	19
(4)	女性自立支援施設(あかしや寮)の状況	20
ア	月別入所状況	20
イ	退所理由別状況	20
ウ	入所期間別状況	20

### 4 配偶者暴力相談支援センターの状況

(1)	新潟県配偶者暴力相談支援センター	21
ア	相談件数	
	(ア) 加害者との関係別相談件数	
	(イ) 日本語が十分に話せない被害者からの相談件数	
	(ウ) 障害者である被害者からの相談件数	
	(エ) 交際相手からの暴力に関する相談件数	
	(オ) ストーカー行為等に関する相談件数	21
イ	保護命令書作成等の状況	21
ウ	配偶者暴力防止法第6条による通報を受けた件数	21

(2)	新潟市配偶者暴力相談支援センター	22
	ア 相談件数 (ア) 加害者との関係別相談件数	
	(イ) 日本語が十分に話せない被害者からの相談件数	
	(ウ) 障害者である被害者からの相談件数	
	(エ) 交際相手からの暴力に関する相談件数	
	(オ) ストーカー行為等に関する相談件数	22
	イ 保護命令書作成等の状況	22
	ウ 配偶者暴力防止法第6条による通報を受けた件数	22
(3)	長岡市配偶者暴力相談支援センター	23
	ア 相談件数 (ア) 加害者との関係別相談件数	
	(イ) 日本語が十分に話せない被害者からの相談件数	
	(ウ) 障害者である被害者からの相談件数	
	(エ) 交際相手からの暴力に関する相談件数	
	(オ) ストーカー行為等に関する相談件数	23
	イ 保護命令書作成等の状況	23
	ウ 配偶者暴力防止法第6条による通報を受けた件数	23

## 5 会議・研修等の実施

(1)	新潟県主催会議	24
	ア 新潟県配偶者暴力防止連絡会議	
	イ 新潟県配偶者暴力防止実務担当者会議	
(2)	女性福祉相談所主催研修	24
(3)	講師派遣	24
	ア 新潟県警察本部 人身安全関連事案対策専科教養	
	イ 新潟医療福祉大学講義	
(4)	連携会議	24
	ア 全国会議等への参加	

# 1 女性支援事業の概要

## (1) 沿革

### ア 女性相談支援センター

新潟県女性相談支援センター（旧女性福祉相談所、婦人相談所）は、売春防止法（昭和31年法律第118号）第34条第1項に基づき、昭和32年4月1日新潟県規則第326号により設置された。

年 月 日	設 置 及 び 組 織
昭 32. 4. 1	新潟県婦人相談所を開設 新潟県社会福祉会館内(新潟市東仲通り1番町)において、所掌事務開始
昭 33. 4. 1	旧新潟市立救護院跡(新潟市古町13)に一時移転
昭 33. 7. 25	新潟県婦人相談所（一時保護所、婦人保護施設あかしや寮併設）新築移転（新潟市川岸町2丁目10）
昭 43. 5. 15	新潟県厚生相談センター新築移転（新潟市川岸町1丁目）
平 05. 4. 1	組織改正により児童相談所、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所と統合し、新潟県中央福祉相談センターとなった
平 07. 3. 27	新潟県中央福祉相談センター移転（中蒲原郡亀田町向陽、現新潟市江南区亀田向陽4丁目2-1）
平 14. 4. 1	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（平13.10.13施行、以下「配偶者暴力防止法」という。）により、配偶者暴力相談支援センターの機能が付与された 新潟県女性福祉相談所に改称 新潟県中央福祉相談センターに児童虐待・DV対応班を設置及び「子ども・女性電話相談」を開始 女性自立支援員（嘱託）を配置
平 15. 4. 1	新潟県中央福祉相談センターで「DV・児童虐待相談フリーダイヤル」を開始
平 17. 4. 1	保護・支援課を設置（職員7名、保護・支援嘱託員4名を配置） 女性自立支援員（嘱託）を廃止
令 4. 3. 31	「子ども・女性電話相談」「DV・児童虐待相談フリーダイヤル」を廃止
令 6. 4. 1	「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の施行に伴い、新潟県女性相談支援センター及び女性自立支援施設あかしや寮に改称
令 6. 5.	女性支援コーディネーター配置

イ 女性相談支援員

売春防止法第 35 条に基づき、県及び市に女性相談支援員（旧婦人相談員）が配置された。

年 月 日	配 置 状 況
昭 31. 12. 27	新発田市に配置（平 11. 3 廃止）
昭 32. 1. 1	新潟市、三条市に配置
昭 32. 4. 1	長岡市、直江津市、高田市、新津市に配置
昭 33. 4. 1	新潟県婦人相談所（現女性福祉相談所）に配置
昭 46. 4. 29	上越市に配置（合併に伴い直江津市、高田市の婦人相談員は昭 46. 4. 28 付廃止）
平 14. 4. 1	柏崎市に配置
平 19. 4. 1	政令市移行に伴い、新潟市中央区、東区、秋葉区に配置
平 25. 12. 1	新潟市江南区、西区に配置
平 26. 1. 1	新潟市西蒲区に配置
平 31. 1. 1	新潟市南区に配置
平 31. 4. 1	新発田市に配置
平 31. 4. 1	新潟市北区に配置
令 6. 4. 1	「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の施行に伴い、女性相談支援員に改称 見附市に配置

(2) 女性支援行政機構の現状

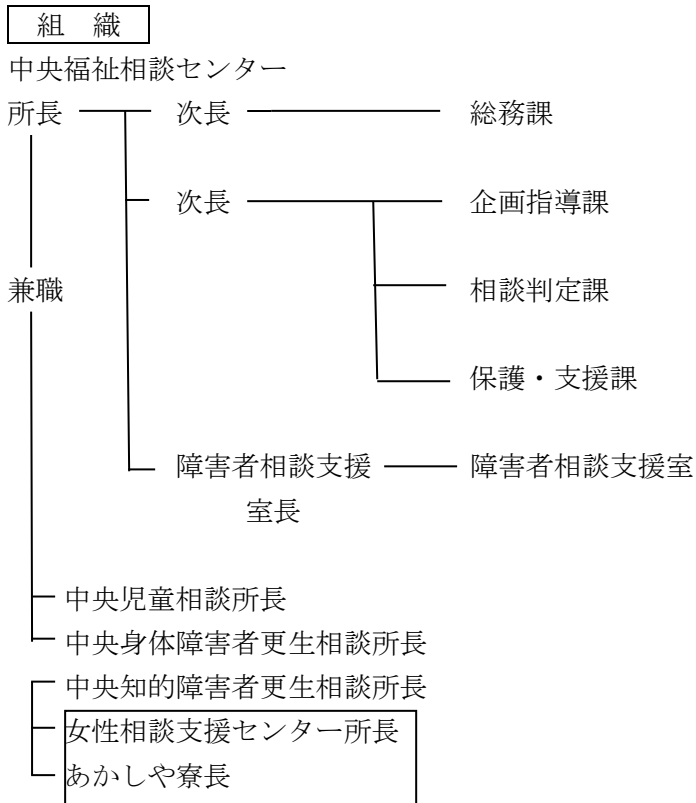
ア 女性相談支援センター

- ・所在地 新潟市江南区亀田向陽 4 丁目 2 番 1 号（新潟県中央福祉相談センター）  
TEL 025-381-1111
- ・規 模 建物延面積 3640.79 m<sup>2</sup>  
敷地面積 6102.00 m<sup>2</sup>  
構 造 鉄筋コンクリート造

イ 女性自立支援施設

- ・施 設 名 あかしや寮
- ・所 在 地 女性相談支援センターに併設
- ・専有面積 436.5 m<sup>2</sup>
- ・入所定員 10 人

ウ 職員構成（令和6年4月1日現在）



**職員構成**

区分	所長	次長	課長	事務	相談指導員	心理判定員	女性相談支援員	計
職員数	1	2	2	2	25	8	5	45

会計年度 任用職員	指導員	宿直員	計
職員数	4	3	7

- \* 1 職員は児童相談所、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所、あかしや寮を兼務する。
- \* 2 宿直員（非常勤）はあかしや寮を兼務する。

エ 女性相談支援員（令和6年4月1日現在）

所属	所属	所在地・電話番号	管轄区域
県	新潟県 中央福祉相談センター	新潟市江南区亀田向陽 4-2-1 TEL 025-381-1111	全 県
市	新潟市北区役所 健康福祉課	新潟市北区東栄町 1-1-14 TEL 025-387-1315	新潟市北区
〃	新潟市東区役所 健康福祉課	新潟市東区下木戸 1-4-1 TEL 025-250-2415	新潟市東区
〃	新潟市中央区役所 健康福祉課	新潟市中央区西堀通 6 番町 866 番地 TEL 025-223-7236	新潟市中央区
〃	新潟市江南区役所 健康福祉課	新潟市江南区泉町 3-4-5 TEL 025-382-4313	新潟市江南区
〃	新潟市秋葉区役所 健康福祉課	新潟市秋葉区程島 2009 番地 TEL 0250-25-5660	新潟市秋葉区
〃	新潟市南区役所 健康福祉課	新潟市南区白根 1235 番地 TEL 025-372-6371	新潟市南区
〃	新潟市西区役所 健康福祉課	新潟市西区寺尾東 3-14-41 TEL 025-264-7343	新潟市西区
〃	新潟市西蒲区役所 健康福祉課	新潟市西蒲区巻甲 2690-1 TEL 0256-72-8369	新潟市西蒲区
〃	長岡市 男女平等推進センターウィルながおか	長岡市大手通 2-2-6 TEL 0258-39-2746	長岡市
〃	三条市教育委員会 子ども家庭サポートセンター	三条市新堀 1311 番地 TEL 0256-45-1114	三条市
〃	柏崎市役所 子育て支援課	柏崎市栄町 18 番 26 号 元気館 TEL 0257-47-7190	柏崎市
〃	新発田市役所 社会福祉課	新発田市中央町 3 丁目 3 番 3 号 TEL 0254-28-9222	新発田市
〃	見附市役所 市民税務課	見附市昭和 2 丁目 1 番 1 号 TEL 0258-62-1700	見附市
〃	上越市 男女共同参画推進センター	上越市土橋 2554 TEL 025-527-3614	上越市

### (3) 業務の内容

女性相談支援センターは、性的な被害、家庭状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を営む上で困難な問題を抱える女性、又はそのおそれのある女性（以下「支援対象者」という。）の立場に立って相談に応じるとともに、女性相談支援員や相談を行う機関の紹介、支援対象者の自立を促進するための情報提供、助言、関係機関との連絡調整等の業務を行っている。

県内7市に配置されている女性相談支援員は、相談者の人権を尊重し権利擁護を図る立場から、支援を要する女性を発見し、相談者の立場に立ってソーシャルワークによる相談・支援を提供し、必要に応じ関係機関との連携を図りながら、専門的技術に基づいて必要な援助を行い、問題解決に向けての支援を行うことを主な業務としている。

#### ア 相談

支援対象者等の早期発見のため、性暴力や性的虐待、性的搾取や、配偶者やパートナー、親族からの暴力や虐待、経済的な困難、障害、疾病、住居問題等の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）について、広く相談に応じている。相談内容は、暴力被害、離婚問題、生活困窮等、女性の抱える問題全般にわたっている。

なお、相談は面接による来所相談と電話相談がある。

#### イ 一時保護

緊急に保護をすることが必要と認められる支援対象者について、最も適当な支援の施策を決定し、女性自立支援施設への入所保護、又は関係機関への移送等の措置が採られるまでの間、一時保護を行っている。

#### ウ 女性自立支援施設への入所

支援対象者に対し、入所等によりその保護を行うとともに、その心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助を行い、及びその自立の促進のためにその生活を支援している。

#### エ 啓発活動

女性支援事業について広く理解と協力を得るため、女性支援事業の概要「あゆみ」を発行して、関係機関に配布している。また、関係機関の理解を得るための視察の受入れ、要請に応じて研修会等への講師派遣を行っている。

さらに、支援対象者への支援を充実させるため、関係者の資質向上及び関係機関の連携強化等を目的として研修会を実施している。

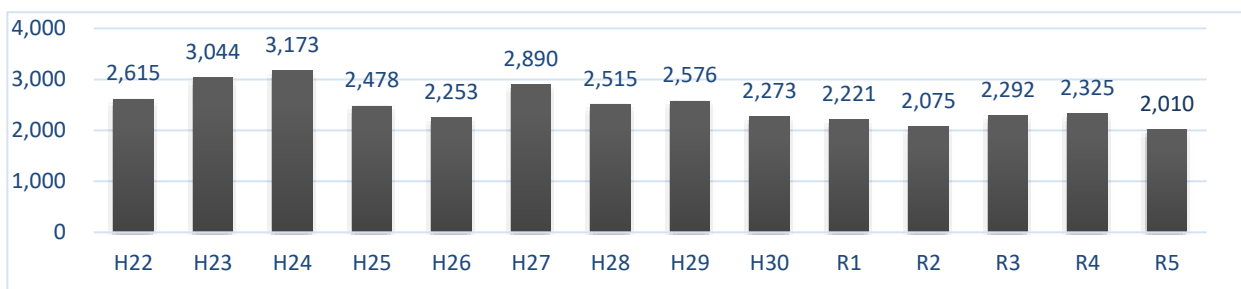
#### オ 配偶者暴力相談支援センターとしての機能

配偶者暴力防止法に基づき、支援対象者の相談、一時保護（配偶者暴力防止法第3条第4項に基づく一時保護の委託を含む。）及び自立に向けた支援等を行っている。また、保護命令の制度の利用について情報提供を行うとともに、裁判所からの求めに応じ書面を作成している。

## 2 女性相談支援センター及び女性相談支援員の業務状況

### (1) 相談の年度別推移

#### ア 相談受案件数の年度別推移



#### イ 主訴別相談受案件数の年度別推移

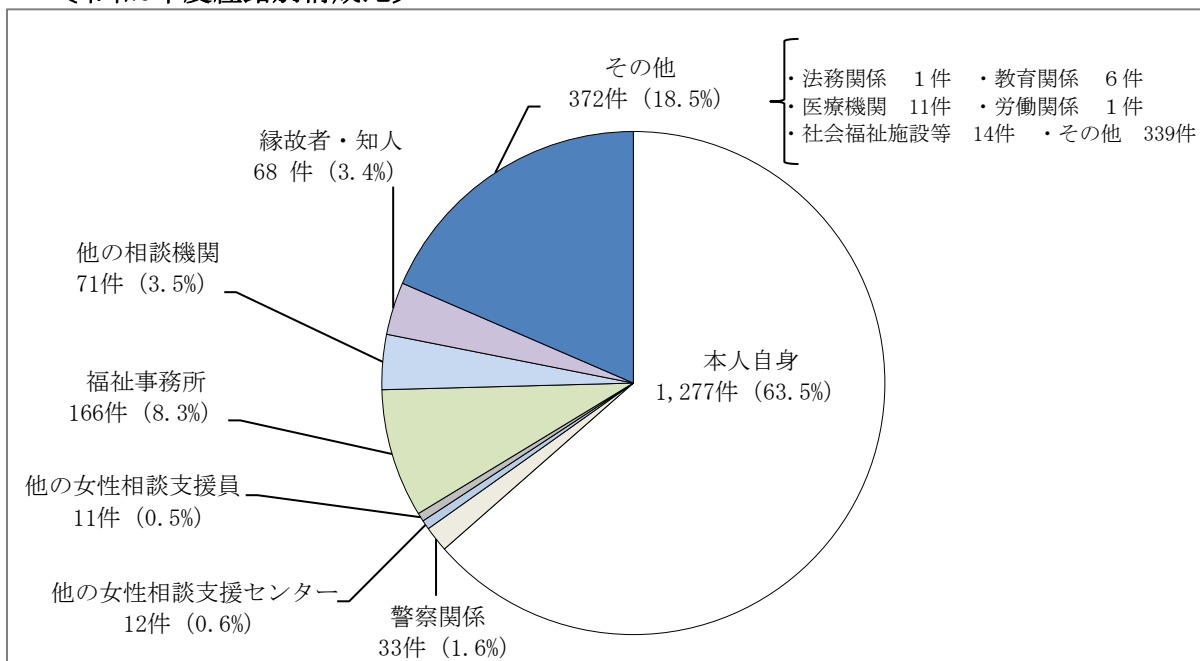
主訴別		年度別									
		R1		R2		R3		R4		R5	
		支女 援性 セン ター 相 談	女 性 相 談 支 援 員	支女 援性 セン ター 相 談	女 性 相 談 支 援 員	支女 援性 セン ター 相 談	女 性 相 談 支 援 員	支女 援性 セン ター 相 談	女 性 相 談 支 援 員	支女 援性 セン ター 相 談	女 性 相 談 支 援 員
人 間 関 係	夫等の暴力	265	606	191	574	229	616	200	569	146	607
	酒乱・薬物中毒	5	1	1		1	1	1	2	2	
	離婚問題	49	306	42	220	52	228	54	233	40	211
	その他の	52	90	116	87	142	101	84	103	42	89
	子どもの暴力	6	34	13	28	8	38	2	32	16	35
	養育困難	6	9	1	3	2		2	4		3
	その他の	24	70	18	61	21	58	10	59	8	64
	親の暴力	10	87	16	108	16	127	17	125	16	126
	その他の親族の暴力	8	34	8	39	20	41	9	47	4	51
	その他の	32	63	57	44	53	35	46	35	36	40
	交際相手からの暴力	17	14	21	18	15	12	9	21	7	11
	同性間の交際相手からの暴力							2			
	その他の	12	17	9	9	2	14	8	6	4	3
	その他の者の暴力		9	4	4	3	13	6	18	2	14
	ストーカー被害	1	7	3	5	6	10	6	5	3	6
男女問題	5	9		1		1	4	2	6	4	
家庭不和	3	26	7	17	4	15	8	25	14	20	
その他の	76	39	68	31	138	36	205	38	67	23	
経済関係	生活困窮	6	11	8	9	5	17		12	4	14
借金・サラ金			5	2	4	3	1	4	3	7	
求職			13	3	12		4		4	3	
その他の	16	37	21	44	8	45	15	46	3	50	
医療関係	病気	12	12	10	13	17	3	34	8	8	5
精神的問題	24	25	27	27	42	45	131	30	122	33	
妊娠・出産	8	5	1	6	3	4		2		2	
その他の	4	3	19		6	4	7	2	4	1	
住居問題	7	23	16	19	10	10	12	10	3	21	
帰宅先なし	9	1	9	1	4	2	4	2	5	2	
不純異性交遊						1					
売春強要								1			
ヒモ・暴力団関係							1				
売春防止法第5条違反											
人身取引	6	2									
計	663	1,558	691	1,384	811	1,481	881	1,444	565	1,445	

\* 女性相談支援員は新潟市、長岡市、上越市、三条市、柏崎市、新発田市、見附市である。令和6年4月1日に女性相談支援員を設置した見附市、及び県の女性相談支援員の受案件数は含まない。

ウ 経路別相談受案件数の年度別推移

年度別 経路別	R1		R2		R3		R4		R5	
	支 援 セ ン タ ー 相 談	女 性 相 談 支 援 員	支 援 セ ン タ ー 相 談	女 性 相 談 支 援 員	支 援 セ ン タ ー 相 談	女 性 相 談 支 援 員	支 援 セ ン タ ー 相 談	女 性 相 談 支 援 員	支 援 セ ン タ ー 相 談	女 性 相 談 支 援 員
本人自身	482	803	551	871	675	957	773	879	446	831
警察関係	18	12	18	8	13	14	22	12	21	12
法務関係	4	4	3	1	2	1		2	1	
教育関係		7	2	6	2	3	1	6	2	4
労働関係			3	1						1
他の女性相談支援センター		19	3	16		8	1	19		12
他の女性相談支援員	14	38	9	19		12	13	13		11
福祉事務所	36	201	24	141	46	139	15	104	28	138
他の相談機関	23	89	15	45	14	57	26	62	17	54
社会福祉施設等	2	13		10	1	1		5		14
医療機関	3	3	2	3	4	4	1	4	2	9
縁故者・知人	79	46	58	24	51	20	27	22	47	21
その他	2	323	3	239	3	265	2	316	1	338
小計	663	1,558	691	1,384	811	1,481	881	1,444	565	1,445
計	2,221		2,075		2,292		2,325		2,010	

〔令和5年度経路別構成比〕

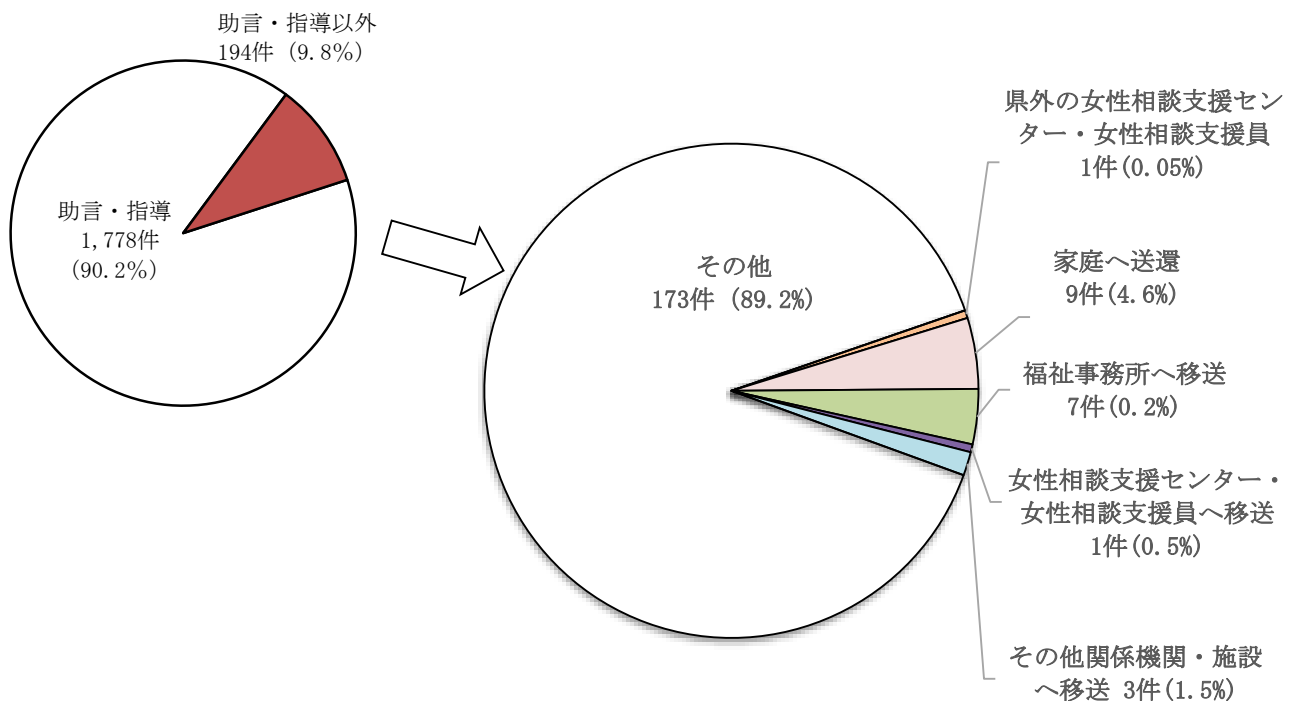


エ 相談処理件数の年度別推移

	R 1		R 2		R 3		R 4		R 5	
	支女 援セ ンタ ー 相 談	女 性 相 談 支 援 員	支女 援セ ンタ ー 相 談	女 性 相 談 支 援 員	支女 援セ ンタ ー 相 談	女 性 相 談 支 援 員	支女 援セ ンタ ー 相 談	女 性 相 談 支 援 員	支女 援セ ンタ ー 相 談	女 性 相 談 支 援 員
女性自立支援施設に入所	2		1							
就職・自営								1		
結婚										
家庭へ送還	2		1	2	8		9	1	9	
福祉事務所へ移送	8	9	7	4	7	4	5		5	2
女性相談支援センター・ 女性相談支援員へ移送		2		1		2	1	1		1
県外の女性相談支援センター・ 女性相談支援員へ移送						1		1		1
その他の関係機関・ 施設へ移送		4		4	2	12	4	20	1	2
助言・指導のみ	618	1,482	664	1,304	778	1,431	843	1,288	532	1,246
その他	33	27	18	43	16	39	18	119	17	156
計	663	1,524	691	1,358	811	1,489	880	1,431	564	1,408

\*令和5年度内処理件数であり、受理件数と一致しない場合もある。

[令和5年度処理別構成比]

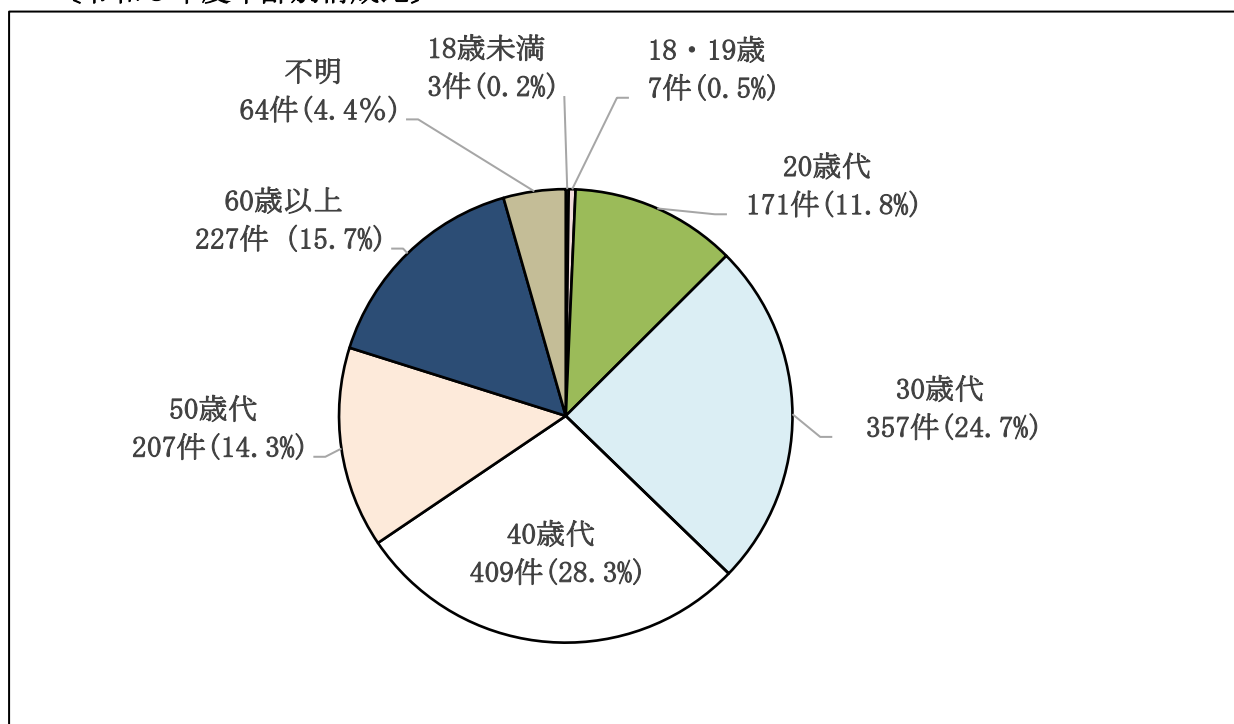


(2) 女性相談支援員の業務状況

ア 年齢別相談受理件数

年齢別		18歳未満	18・19歳	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上	不明	計
市区別	北区		2	15	21	29	8	15	2	92
	東区			21	40	53	32	25	1	172
	中央区		1	20	20	41	24	36	6	148
	江南区			5	16	26	12	6	3	68
	秋葉区			9	16	12	11	10	3	61
	南区			5	10	9	7	6	3	40
	西区			21	48	35	29	23	8	164
	西蒲区			4	3	13	3	12		35
	長岡市		1	9	45	48	31	15	7	156
	三条市			20	47	36	6	31	8	148
	柏崎市	2		14	43	44	16	17	3	139
	新発田市		1	6	16	16	6	6		51
	上越市	1	2	22	32	47	22	25	20	171
	計		3	7	171	357	409	207	227	64

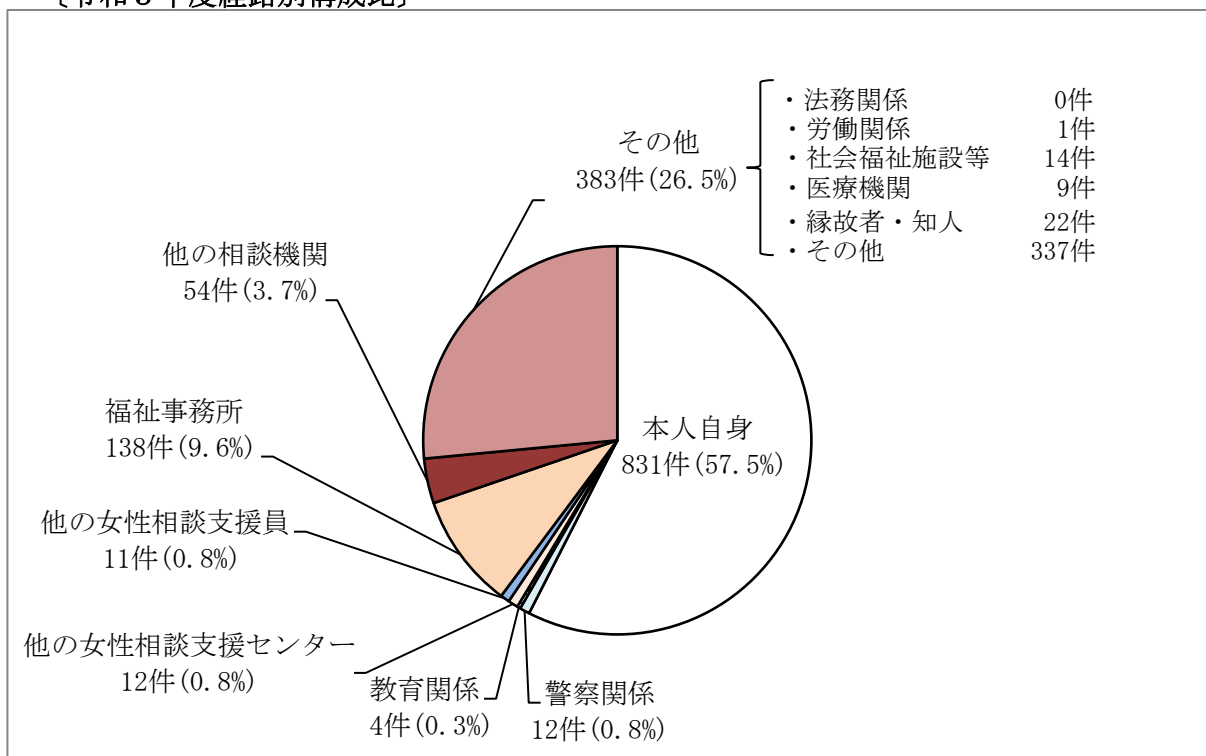
[令和5年度年齢別構成比]



イ 経路別相談受案件数

経路別 市区別	本人自身	警察関係	法務関係	教育関係	労働関係	他の女性相談センター	他の女性相談支援員	福祉事務所	相談機関	社会福祉施設等	医療機関	縁故者・知人	その他	計
新潟市														
北区	36	1				1	1	14	2			7	30	92
東区	87			1	1	1	1	1	2	5	1	1	71	172
中央区	53						2	3				2	88	148
江南区	43							9	2				14	68
秋葉区	29							10	2		1	1	18	61
南区	18	1		1				10	2			1	7	40
西区	27						2	27	8	2	2	3	93	164
西蒲区	19							8	1	1	1		5	35
長岡市	149					1		2	3			1		156
三条市	111	1		1		2		10	13	2		5	3	148
柏崎市	90	3		1			2	30	3		1	1	8	139
新発田市	35	1				2	3	3	6		1			51
上越市	134	5				5		11	10	4	2			171
計	831	12	0	4	1	12	11	138	54	14	9	22	337	1,445

[令和5年度経路別構成比]



ウ 主訴別（来所・電話別）相談受理事件数

		新潟市																長岡市		三条市		柏崎市		新発田市		上越市		合計
		北区		東区		中央区		江南区		秋葉区		南区		西区		西蒲区		来所	電話	来所	電話	来所	電話	来所	電話	来所	電話	
		来所	電話	来所	電話	来所	電話	来所	電話	来所	電話	来所	電話	来所	電話	来所	電話	来所	電話	来所	電話	来所	電話	来所	電話	来所	電話	
人間関係	夫等の暴力	47	7	85	3	72	5	44	2	37	5	11		68	11	8	1	66	33	9	16	11	17	30	1	5	13	607
	酒乱・薬物中毒																											0
	離婚問題		1	13	2		1	2			4	1	15		4	2	43	9	15	34	5	3	6	2	37	12	211	
	その他			1	2		1	1	1		10	2	12	2	3	1					11	16			15	11	89	
	子ども	子どもの暴力	3	1	7	3	7	1	1		2	1			4		2	1					1				1	35
		養育困難			1				1																			3
		その他	1		1	1	1					1	2	4	1			3			15	6	13			7	8	64
	親族	親の暴力	9	1	20	6	35	2	5	1	7	1	1		17	2	2		1		8	2	3	2			1	126
		その他の親族の暴力	2	1	9	3	12	1	3		2		4	1	6		2					1	2	1		1		51
		その他	1	1	1	3			2		1	1	1	1	3	3	1	1	1		2	2	2			5	8	40
	交際相手	交際相手からの暴力									1	1			2									2		1	4	11
		同性間の交際相手からの暴力																										0
		その他							1								1										1	3
	その他	その他の者の暴力	5				3			1							1						1			1	2	14
		ストーカー被害	2		1						1								1				1					6
		男女問題			1	1		1						1														4
		家庭不和			3		1												1	2	10			2			1	20
		その他	4					1							2	2		1					2	1		2	8	23
		生活困窮													2				1	3	3	3	3	1			1	14
借金・サラ金																				4	2				1		7	
求職																				2	1						3	
その他		2			2			2			1		2						3	15	18				2	3	50	
医療関係		病気					1														1		1				2	5
	精神的問題		1		1		1	1		1			2							12					2	12	33	
	妊娠・出産				1								1														2	
その他	1																									1		
住居問題	1		1			1	1						1	1					2	7			3	1	2	21		
帰宅先なし	1																								1	2		
不純異性交遊																										0		
売春強要																										0		
ヒモ・暴力団関係																										0		
売春防止法第5条違反																										0		
人身取引																										0		
小計	79	13	144	28	132	16	62	6	50	11	33	7	142	22	25	10	110	46	32	116	56	83	48	3	81	90	1,445	
合計		92		172		148		68		61		40		164		35		156		148		139		51		171		

エ 相談処理件数

※令和5年度中処理件数であり、受理件数と一致しない場合もある。

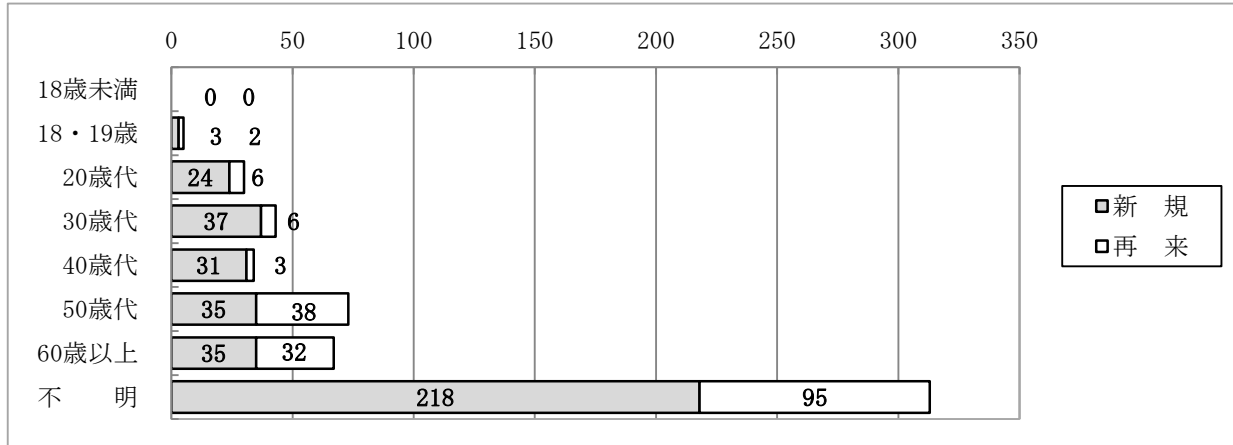
処理別	市区別	新潟市								長岡市	三条市	柏崎市	新発田市	上越市	合計	
		北区	東区	中央区	江南区	秋葉区	南区	西区	西蒲区							
女性支援施設に入所																0
就職・自営																0
結婚																0
家庭へ送還																0
福祉事務所へ移送														2		2
女性相談支援センター・女性相談支援員へ移送														1		1
県外の女性相談支援センター・女性相談支援員へ移送										1						1
その他の関係機関・施設へ移送											2					2
助言・指導のみ		90	172	148	68	61	40	159	30	99	146	47	18	168	1,246	
その他		2						5	5	44		92	8		156	
計		92	172	148	68	61	40	164	35	144	148	139	26	171	1,408	
指導延件数（年度中）		276	551	312	190	197	212	870	113	1029	428	512	105	434	5,229	
訪問調査指導延件数（再掲）		3			2	2		6	2		39	11	1	4	70	

(3) 女性相談支援センターの業務概要

ア 年齢別相談受案件数

区分	18歳未満	18・19歳	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上	不明	計
新規		3	24	37	31	35	35	218	383
再来		2	6	6	3	38	32	95	182
計	0	5	30	43	34	73	67	313	565

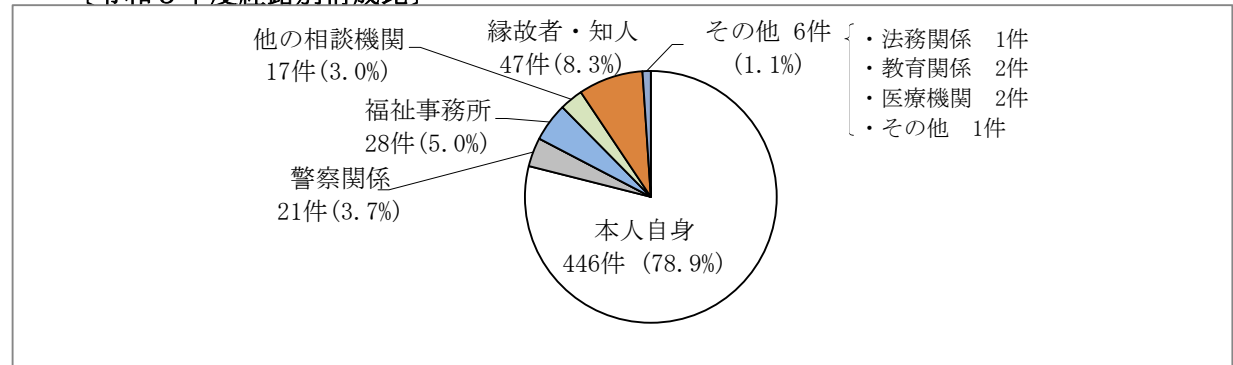
[令和5年度年齢別相談受案件数]



イ 年齢別経路別相談受案件数

区分	本人自身	警察関係	法務関係	教育関係	労働関係	支他の相談センター	支他の女性相談員	事務所	福祉	相談機関	社会福祉施設	医療機関	縁故者・知人	その他	計
18歳未満															0
18・19歳	3												2		5
20歳代	14	3		1				7	2				3		30
30歳代	20	4						7	6				6		43
40歳代	13	8						6	5		1	1			34
50歳代	64	2	1					3	2			1			73
60歳以上	49	3						3				12			67
不明	283	1		1				2	2		1	22	1		313
計	446	21	1	2	0	0	0	28	17	0	2	47	1		565

[令和5年度経路別構成比]



ウ 年齢別主訴別相談受理件数

\* 来所には当所以外での面接相談を含む。 \* ( ) 内は外国人の再掲

		18歳未満		18・19歳		20歳代		30歳代		40歳代		50歳代		60歳以上		不明		合計		
		来所	電話	来所	電話	来所	電話	来所	電話	来所	電話	来所	電話	来所	電話	来所	電話	来所	電話	
人 間 関 係	夫 等	夫等の暴力	( )	( )	( )	( )	2	14	7	20	11	12	3	8	2	8	( )	59	25	121
		酒 乱 物 中 毒	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	1	( )	1	0	2
		離 婚 問 題	( )	( )	( )	( )	( )	2	( )	2	1	( )	( )	2	( )	1	( )	32	1	39
		そ の 他	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	2	( )	1	( )	4	( )	7	( )	28	0	42
	子 ど も	子 ど も の 暴 力	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	1	( )	1	7	1	3	( )	3	3	13
		養 育 困 難	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	0	0
		そ の 他	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	3	( )	1	( )	4	0	8
	親 族	親 の 暴 力	( )	( )	( )	2	1	2	( )	2	1	( )	( )	5	( )	( )	( )	3	2	14
		そ の 他 の 親 族 の 暴 力	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	1	( )	( )	( )	1	( )	( )	( )	2	0	4
		そ の 他	( )	( )	( )	( )	( )	3	2	1	( )	1	( )	4	( )	6	( )	19	2	34
	交 際 相 手	交 際 相 手 か ら の 暴 力	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	1	( )	( )	( )	( )	( )	( )	6	1	6
		同 性 間 の 交 際 相 手 か ら の 暴 力	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	0	0
		そ の 他	( )	( )	( )	( )	( )	1	( )	1	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	2	0	4
		そ の 他	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	1	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	1	0	2
	そ の 他 の 者 の 暴 力	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	1	0	2
	ス ト ー カ ー 被 害	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	1	( )	( )	( )	( )	2	0	3
	男 女 問 題	( )	( )	( )	( )	( )	1	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	1	( )	( )	4	0	6
	家 庭 不 和	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	1	( )	( )	( )	1	( )	( )	( )	( )	12	0	14
	そ の 他	( )	( )	( )	( )	1	( )	1	1	( )	( )	( )	8	( )	10	( )	46	2	65	
経 済 関 係	生 活 困 窮	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	1	( )	3	0	4	0	
	借 金 ・ サ ラ 金	( )	( )	( )	( )	( )	1	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	2	0	3	
	求 職	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	0	0	
	そ の 他	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	1	( )	2	0	3	
医 療 関 係	病 気	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	1	( )	1	( )	6	0	8	0	
	精 神 的 問 題	( )	( )	( )	3	( )	( )	1	( )	1	( )	24	( )	21	( )	72	0	122	0	
	妊 娠 ・ 出 産	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	0	0	
	そ の 他	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	1	( )	3	0	4	0	
住 居 問 題	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	2	( )	( )	( )	( )	( )	1	0	3		
帰 住 先 な し	( )	( )	( )	( )	1	1	( )	( )	2	( )	( )	( )	( )	1	( )	( )	3	2		
不 純 異 性 交 遊	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	0	0		
売 春 強 要	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	0	0		
ヒ モ ・ 暴 力 団 関 係	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	0	0		
売 春 防 止 法 第 5 条 違 反	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	0	0		
人 身 取 引	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	0	0		
合 計	0	0	0	5	5	25	10	33	17	17	4	69	3	64	0	313	39	526		
	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)	(0)	(1)		

エ 主訴別相談処理件数

\*令和5年度中処理件数であり、受理件数と一致しない場合もある。\*( ) 内は外国人の再掲

		女性自立支援 施設に入所	就 職 ・ 自 営	結 婚	家 庭 へ 送 還	へ福祉 移 務 送 所	性 相 談 支 援 員 へ 移 送	性 相 談 支 援 セ ン タ ー ・ 女 性 相 談 支 援	施 設 へ 移 送	関 係 機 関 の 他	指 導 言 の み ・ そ の 他	そ の 他	計	
人間 関 係	夫等の暴力	( )	( )	( )	5	4	( )	( )	1	123 (1)	13	( )	146 (1)	
	酒乱・ 薬物中毒	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	2	( )	( )	2 (0)	
	離婚問題	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	40	( )	( )	40 (0)	
	その他	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	42	( )	( )	42 (0)	
	子ども	子どもの暴力	( )	( )	( )	2	( )	( )	( )	( )	14	( )	( )	16 (0)
		養育困難	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	0 (0)
		その他	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	8	( )	( )	8 (0)
	親族	親の暴力	( )	( )	( )	1	( )	( )	( )	( )	14	1	( )	16 (0)
		その他	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	4	( )	( )	4 (0)
		親族の暴力	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( ) (0)
		その他	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	35	1	( )	36 (0)
	交際相手	交際相手からの 暴力	( )	( )	( )	1	( )	( )	( )	( )	6	( )	( )	7 (0)
		同性間の交際相手 からの暴力	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	0 (0)
		その他	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	4	( )	( )	4 (0)
		その他の者の暴力	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	2	( )	( )	2 (0)
	ストーカー被害	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	3	( )	( )	3 (0)	
	男女問題	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	6	( )	( )	6 (0)	
	家庭不和	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	14	( )	( )	14 (0)	
	その他	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	66	1	( )	67 (0)	
経済 関 係	生活困窮	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	4	( )	( )	4 (0)	
	借金・サラ金	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	3	( )	( )	3 (0)	
	求職	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	0 (0)	
	その他	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	3	( )	( )	3 (0)	
医療 関 係	病 気	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	8	( )	( )	8 (0)	
	精神 的 問 題	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	122	( )	( )	122 (0)	
	妊 娠 ・ 出 産	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	0 (0)	
	その他	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	4	( )	( )	4 (0)	
住居問題	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	3	( )	( )	3 (0)		
帰宅先なし	( )	( )	( )	( )	( )	1	( )	( )	2	1	( )	4 (0)		
不純異性交遊	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	0 (0)		
売春強要	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	0 (0)		
ヒモ・暴力団関係	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	0 (0)		
売春防止法 第5条違反	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	0 (0)		
人身取引	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	0 (0)		
合計	0 (0)	0 (0)	0 (0)	9 (0)	5 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	532 (0)	17 (0)	( )	( )	564 (0)	

オ 来所相談の状況

(ア) 相談者の状況 (人数は実人員)

	現に売春を行っている者	配偶者からの暴力被害女性	その他の者
人数	0	26	13

(イ) 相談者の職業 (人数は実人員)

	事務従事者	販売従事者	工員	サービス業		その他の職業	専業主婦	学生	無職		不明	計
				風俗営業	その他				ホームレス	その他		
人数	2	2	1	0	0	4	3	2	0	20	5	39

カ 相談者に関する保護命令申立て・発令の状況

(ア) 保護命令申立て件数

	申立て件数	申立ての種類					
		接被害者へ禁止	退去	電被害者へ禁止	接子近へ禁止	接親族等へ禁止	不明
R1	2	2		1	2	1	
R2	0						
R3	0						
R4	0						
R5	0						

\*相談のみで書面請求があった場合、申立ての種類については不明の場合がある。

\*一つの申立てに複数種類含まれることがあるため、内訳の計が申立て件数を上回る。

(イ) 保護命令発令件数

	発令件数	発令の種類					却下	取り下げ	不明	計
		接被害者へ禁止	退去	電被害者へ禁止	接子近へ禁止	接親族等へ禁止				
R1	2	2		1	1	1				2
R2	0									0
R3	0									0
R4	0									0
R5	0									0

\*相談のみで書面請求があった場合、発令の有無等について不明の場合がある。

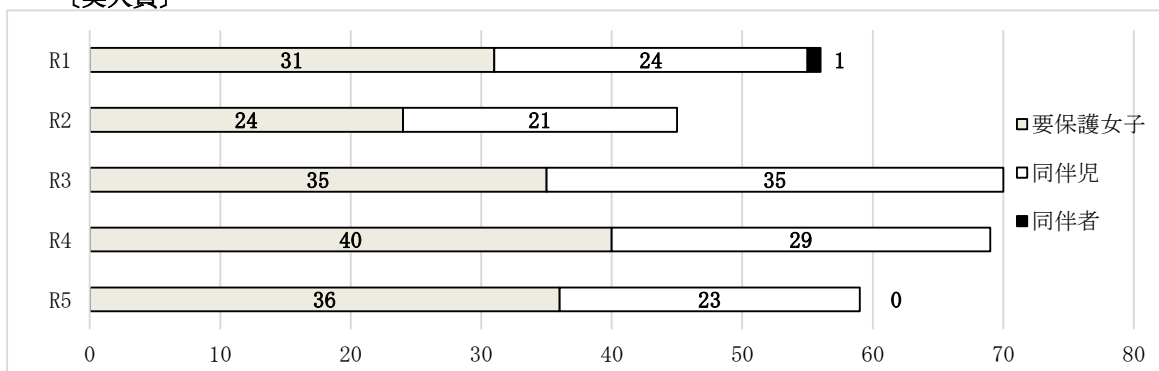
\*一つの発令に複数種類含まれることがあるため、内訳の計が発令件数を上回る。

### 3 一時保護及び女性自立支援施設(あかしや寮)の状況

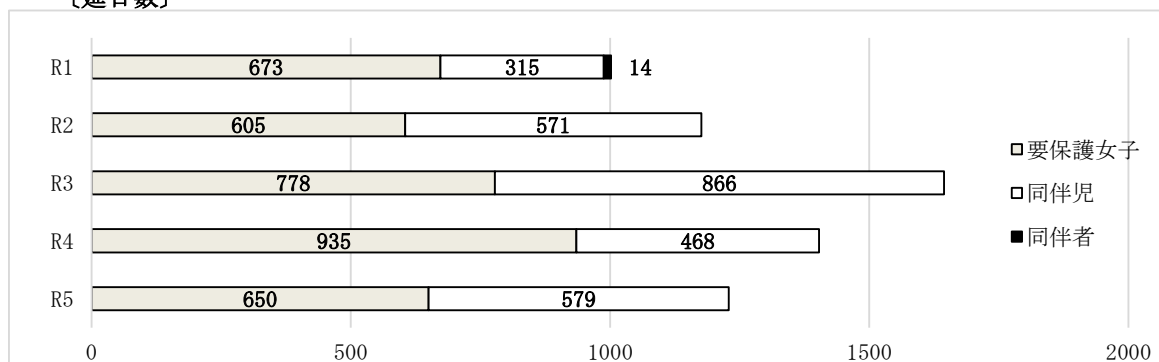
#### (1) 一時保護所入所及び一時保護委託の年度別推移

##### ア 一時保護の実人員・延日数の状況

[実人員]

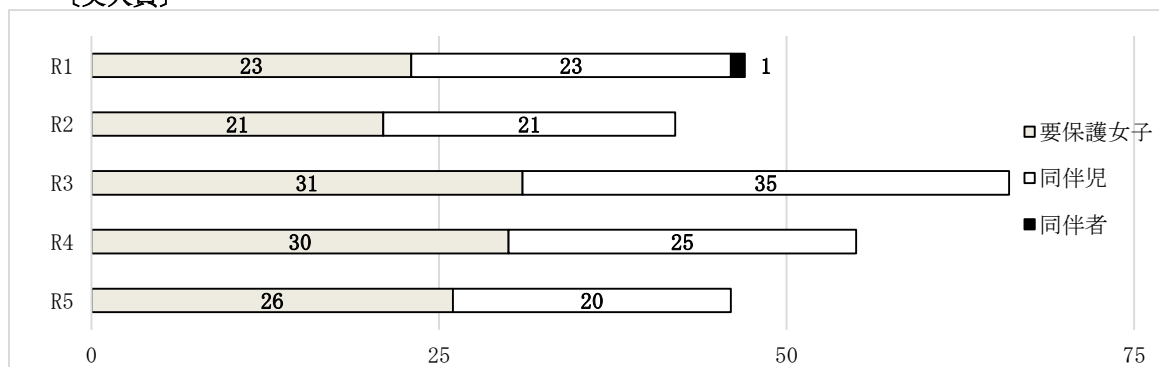


[延日数]

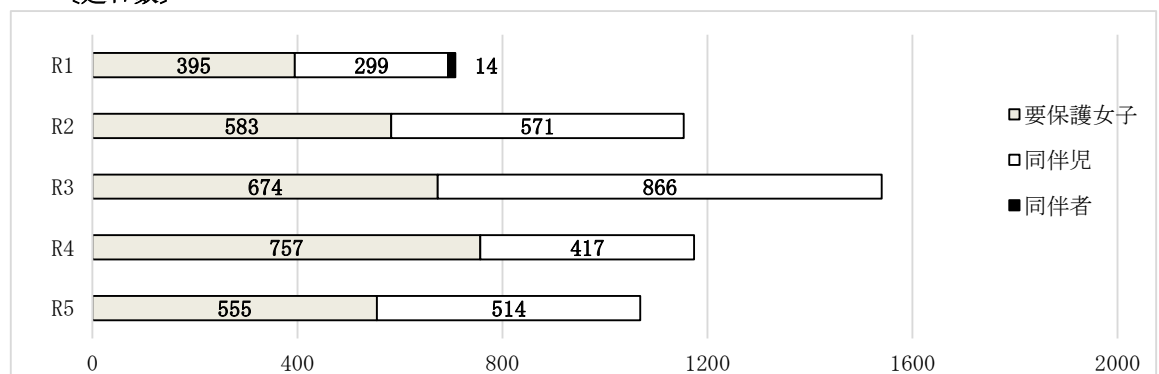


##### イ 「夫等の暴力(DV)」による一時保護の実人員・延日数の状況

[実人員]



[延日数]



(2) 一時保護の状況

ア 月別保護状況

令和5年度の一時保護実人員は36人で、退所者は34人である。

一人あたりの平均保護日数は18.1日である。

区分	入所実人員			退所実人員			入所延日数		
	要保護女子	同伴児	同伴者	要保護女子	同伴児	同伴者	要保護女子	同伴児	同伴者
4月	4	2		2	1		26	18	
5月	1			2	1		4	1	
6月	5	3		5	3		35	33	
7月	3	3		1			65	47	
8月	2	3		3	3		78	84	
9月	2			2	1		71	73	
10月	7	2		4	2		112	17	
11月	6	7		7	1		115	113	
12月	1			5	7		73	145	
1月									
2月	3	2		1	1		41	27	
3月	2	1		2	1		30	21	
計	36	23	0	34	21	0	650	579	0

イ 主訴別状況

\* ( ) 内は外国人の再掲

	人間関係																	
	夫等				子ども			親族			交際相手			その他の者の暴力	ストーカー被害	男女問題	家庭不和	その他
	夫等の暴力	酒乱・薬物中毒	離婚問題	その他	子どもの暴力	養育困難	その他	親の暴力	その他の親族の暴力	その他	交際相手からの暴力	同性間の交際相手からの暴力	その他					
保護人数	26				2			4				1						1
	(1)	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
当該年度新規入所者(再掲)	25				2			4				1						1
	(1)	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	経済関係				医療関係				住居問題	帰住先なし	不純異性交遊	売春強要	ヒモ・暴力団関係	売春防止法第5条違反	人身取引	計		
	生活困窮	借金・サラ金	求職	その他	病気	精神的問題	妊娠・出産	その他										
保護人数										2							36	
	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	(1)	( )	( )	( )	( )	( )	( )	(2)	
当該年度新規入所者(再掲)										2							35	
	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	(1)	( )	( )	( )	( )	( )	( )	(2)	

ウ 保護期間別状況

区 分		1～5日		6～10日		11～15日		16～20日		21～30日		31日以上		計		平均在所日数
		実人員	延日数	実人員	延日数	実人員	延日数	実人員	延日数	実人員	延日数	実人員	延日数	実人員 a	延日数 b	b/a日
要保護女子等	夫等の暴力	4	14	6	48	6	76	2	40	2	51	7	335	27	564	20.9
	要保護女子	5	15			2	25	1	19	1	27			9	86	9.6
	人身取引													0	0	0.0
	計	9	29	6	48	8	101	3	59	3	78	7	335	36	650	18.1
同伴する家族	乳児	1	4							1	27	1	36	3	67	22.3
	幼児			2	16	3	38	2	38			6	260	13	352	27.1
	小学生					2	24					3	120	5	144	28.8
	中学生													0	0	0.0
	義務教育終了児	1	5			1	11							2	16	41.0
	18歳以上													0	0	0.0
	計	2	9	2	16	6	73	2	38	1	27	10	416	23	579	25.2

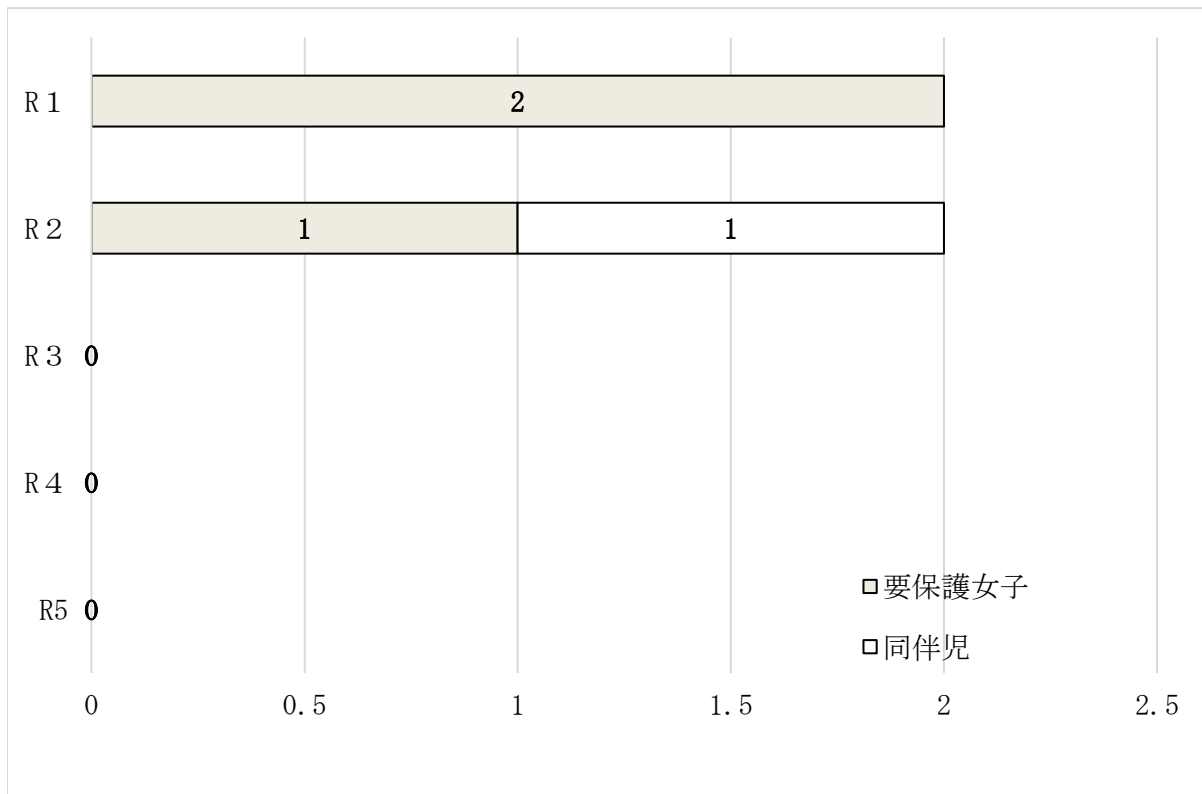
エ 退所理由別状況

\* ( ) 内は外国人の再掲

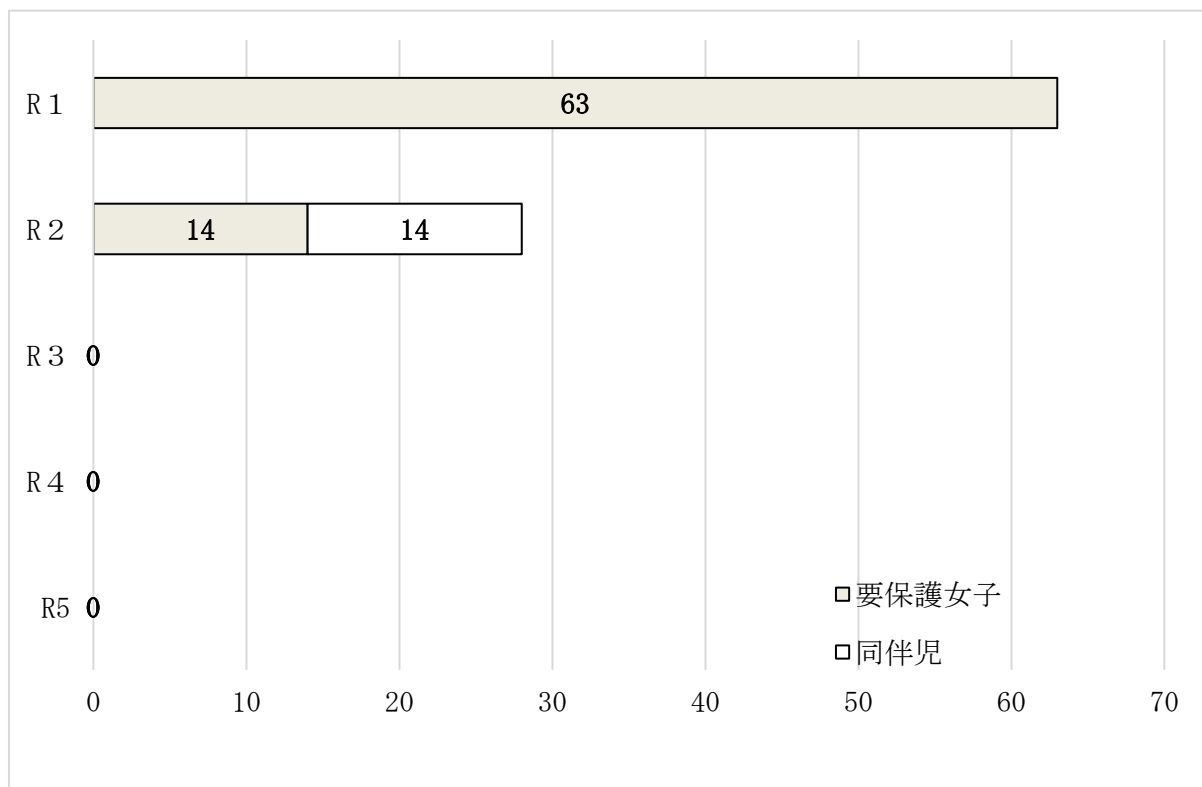
要保護女子等	理 由	女性自立支援施設入所	アパートへの入居等による自立	帰宅	実家等へ帰郷	友人・知人宅へ	ステッパハウス等へ	自費で利用できる入院	福祉事務所		他の社会	入国管理局へ	大使館へ	帰国	無断退所	一時保護委託契約施設等へ	その他	計	左記のうち生活保護の適用を受けた者
									母子生活支援施設へ	福祉施設へ									
	人数	( )	10 ( )	9 (1)	1 ( )	2 ( )	( )	1 ( )	5 ( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	3 ( )	3 ( )	34 (1)	14 ( )
同伴する家族	理 由	要保護女子と一緒に	分離		計														
			児童相談所へ	帰宅		その他	人数	22 ( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )

### (3) 女性自立支援施設(あかしや寮)入所の年度別推移

#### ア 入所実人員の状況



#### イ 入所延日数の状況



(4) 女性自立支援施設(あかしや寮)の状況

ア 月別入所状況

令和5年度の入所者は0人、入所延日数は0日である。

区分	入所実人員			退所実人員			入所延日数		
	要保護女子	同伴児	同伴者	要保護女子	同伴児	同伴者	要保護女子	同伴児	同伴者
4月									
5月									
6月									
7月									
8月									
9月									
10月									
11月									
12月									
1月									
2月									
3月									
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0

イ 退所理由別状況

令和5年度の退所者は0人である。

区分	自立	医療機関 入院	保護者 引取り	社会福祉 施設へ	その他	無断退所	計
売春歴のある者							0
売春歴のない者							0
計	0	0	0	0	0	0	0

ウ 入所期間別状況

区分	1月未満		1月以上 2月未満		2月以上 3月未満		3月以上 6月未満		6月以上 1年未満		1年以上 3年未満		3年以上 5年未満		5年以上		計	
	実人員	延日数	実人員	延日数	実人員	延日数	実人員	延日数	実人員	延日数	実人員	延日数	実人員	延日数	実人員	延日数	実人員	延日数
要保護女子	売春歴のある者																0	0
	売春歴のない者																0	0
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
同伴する家族	乳児																0	0
	幼児																0	0
	小学生																0	0
	中学生																0	0
	その他																0	0
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

#### 4 配偶者暴力相談支援センターの状況

##### (1) 新潟県配偶者暴力相談支援センター

###### ア 相談件数（被害者本人から相談があったもの）

###### (ア) 加害者との関係別相談件数

区分	性別			加害者との関係						
	女性	男性	計	配偶者			離婚 済み	生活の本拠を 共にする		計
				届出 あり	届出 なし	届出有 無不明		交際 相手	元交際 相手	
来所	1		1	1						1
電話	109	4	113	94	4	8	2	5		113
その他			0							0
計	110	4	114	95	4	8	2	5	0	114

###### (イ) 日本語が十分に話せない被害者からの相談件数

区分	性別			言語									
	女性	男性	計	英語	スペイン 語	タイ語	タガログ 語	韓国語	中国語	ロシア語	ポルトガル 語	その他	計
来所			0										0
電話	1		1	1									1
その他			0										0
計	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1

###### (ウ) 障害者である被害者からの相談件数

区分	性別			障害の種類										
	女性	男性	計	知的 障害	精神 障害	身体障害						小 計	その他の 障害	合 計
						視 覚 障 害	障 害 能 力	平 衡 機 能	聴 覚 障 害	機 能 障 害	音 声 の 障 害			
来所			0									0		0
電話	12		12		12							0		12
その他			0									0		0
計	12	0	12	0	12	0	0	0	0	0	0	0	0	12

###### (エ) 交際相手からの暴力に関する相談件数

	件数
女性	5
男性	
計	5

###### (オ) ストーカー行為等に関する相談件数

	件数
女性	1
男性	
計	1

###### イ 保護命令書作成等の状況

区分	配偶者暴力防止法第14条 第2項に基づく書面提出	配偶者暴力防止法第14条 第3項に基づく説明
女性	2	
男性		
計	2	0

###### ウ 配偶者暴力防止法第6条による通報を受けた件数

	件数
女性	62
男性	2
計	64

(2)新潟市配偶者暴力相談支援センター(平成24年7月1日開設)

ア 相談件数(被害者本人から相談があったもの)

(ア) 加害者との関係別相談件数

区分	性別			加害者との関係						計
	女性	男性	計	配偶者			離婚 済み	生活の本拠を 共にする		
				届出 あり	届出 なし	届出有 無不明		交際 相手	元交際 相手	
来所	279	6	285	244	3		31	3	4	285
電話	1731	49	※1781	1295	13	6	429	8	30	1781
その他	258	4	262	231	2		27	1	1	262
計	2268	59	2328	1770	18	6	487	12	35	2328

※その他1件含む

(イ) 日本語が十分に話せない被害者からの相談件数

区分	性別			言語										計
	女性	男性	計	英語	スペイン 語	タイ語	タガログ 語	韓国語	中国語	ロシア語	ポルトガル 語	その他		
来所	3		3				3						3	
電話	19		19				13		3	1		2	19	
その他	11		11				8		2			1	11	
計	33	0	33	0	0	0	24	0	5	1	0	3	33	

(ウ) 障害者である被害者からの相談件数

区分	性別			障害の種類										合計	
	女性	男性	計	知的 障害	精神 障害	身体障害						小 計	その 他の 障害		
						視 覚 障 害	障 害 能 力	平 衡 機 能	聴 覚 障 害	機 能 障 害	音 声 の 障 害				音 声 の 障 害
来所	50		50	2	45							2	2	1	50
電話	387	10	397	22	364	2				1	6	9	2	397	
その他	48		48	1	43	1				1		2	2	48	
計	485	10	495	25	452	3	0	0	0	2	8	13	5	495	

(エ) 交際相手からの暴力に関する相談件数(オ) ストーカー行為等に関する相談件数

	件数
女性	27
男性	1
計	28

	件数
女性	1
男性	
計	1

イ 保護命令書作成等の状況

区分	配偶者暴力防止法第14条 第2項に基づく書面提出	配偶者暴力防止法第14条 第3項に基づく説明
女性		
男性		
計	0	0

ウ 配偶者暴力防止法第6条による通報を受けた件数

	件数
女性	20
男性	
計	20

(3)長岡市配偶者暴力相談支援センター(平成24年10月1日開設)

ア 相談件数(被害者本人から相談があったもの)

(ア) 加害者との関係別相談件数

区分	性別			加害者との関係						
	女性	男性	計	配偶者			離婚 済み	生活の本拠を 共にする		計
				届出 あり	届出 なし	届出有 無不明		交際 相手	元交際 相手	
来所	273	9	282	250	1	1	30			282
電話	626	12	638	512		1	122	3		638
その他	90	1	91	72			19			91
計	989	22	1011	834	1	2	171	3	0	1011

(イ) 日本語が十分に話せない被害者からの相談件数

区分	性別			言語									
	女性	男性	計	英語	スペイン 語	タイ語	タガログ 語	韓国語	中国語	ロシア語	ポルトガル 語	その他	計
来所	1		1						1				1
電話			0										0
その他			0										0
計	1	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1

(ウ) 障害者である被害者からの相談件数

区分	性別			障害の種類										
	女性	男性	計	知的 障害	精神 障害	身体障害						小計	その他の 障害	合計
						視 覚 障 害	障 害 能 力	平 衡 機 能	聴 覚 障 害	機 能 障 害	音 声 障 害			
来所	3		3	3								0		3
電話	12		12	11	1							0		12
その他	2		2	2								0		2
計	17	0	17	16	1	0	0	0	0	0	0	0	0	17

(エ) 交際相手からの暴力に関する相談件数(オ) ストーカー行為等に関する相談件数

	件数
女性	
男性	
計	0

	件数
女性	1
男性	
計	1

イ 保護命令書作成等の状況

区分	配偶者暴力防止法第14条 第2項に基づく書面提出	配偶者暴力防止法第14条 第3項に基づく説明
女性	1	
男性		
計	1	0

ウ 配偶者暴力防止法第6条による通報を受けた件数

	件数
女性	
男性	
計	0

## 5 会議・研修等の実施(令和5年度)

### (1) 新潟県主催会議

ア 新潟県配偶者暴力防止連絡会議 (令和5年2月1日)

イ 新潟県配偶者暴力防止実務担当者会議 (令和6年2月28日、2月29日)

「行政説明」

新潟県福祉保健部子ども家庭課

「警察認知のDV事案の概況について」

新潟県警察本部生活安全部人身安全対策課

「女性福祉相談所におけるDV相談及び被害者支援の状況」

新潟県女性福祉相談所

### (2) 女性福祉相談所主催研修 (オンライン研修)

女性支援研修会及び配偶者暴力相談支援センター等職員連絡協議会 (令和5年6月22日)

「行政説明」

新潟県福祉保健部子ども家庭課

「警察におけるDV対応の実際」

新潟県警察本部生活安全部子供女性安全対策課

「DV相談及び被害者支援の状況」

新潟県女性福祉相談所

### (3) 講師派遣

ア 新潟県警察本部 人身安全関連事案対策専科教養 (令和5年9月13日)

「新潟県女性福祉相談所の業務について」

イ 新潟医療福祉大学講義 (令和5年11月2日)

「女性福祉相談所における配偶者からの暴力の対応と実際」

### (4) 連携会議

ア 全国会議等への参加

- ・ 全国婦人相談所長及び婦人保護主管係長研究協議会
- ・ 婦人相談所長全国連絡会議
- ・ 全国婦人相談員・心理判定員研究協議会
- ・ 全国婦人保護施設等連絡協議会関東甲信越ブロック研究協議会
- ・ 関東甲信越地区婦人保護事業研究協議会
- ・ 関東甲信越ブロック婦人相談所長連絡会

女性支援のあゆみ

令和6年度版（令和5年度実績）

令和7年1月発行

編集・発行 新潟県女性相談支援センター

〒950-0121

新潟市江南区亀田向陽 4-2-1

TEL 025-381-1111

FAX 025-381-8939